

逗子都市計画区域区分

令和7年11月11日

神奈川県

逗子都市計画区域区分の変更（神奈川県決定）

都市計画区域区分を次のように変更する。

I 市街化区域及び市街化調整区域の区分
「計画図表示のとおり」

II 人口フレーム

年 次 区 分	令和 2 年	令和 17 年
都市計画区域内人口	57 千人	48.5 千人
市街化区域内人口	57 千人	48 千人
保留人口（うち特定保留人口）	－	－（－）

理 由 書

区域区分に関する都市計画は、昭和 45 年の当初決定以来、7 回の見直しを行ってきたところですが、今回、令和 2 年に実施した都市計画基礎調査結果等を踏まえ、当該都市計画区域において適正で合理的な土地利用の実現と効率的で質の高い都市整備の推進を図るため、本案のとおり変更するものです。

桜山 6 丁目地区については、区域区分境界の錯誤があったため計画図上の不整合を修正するなど、必要な変更を行うものです。

新旧対照表（面積増減）

種類	面積		面 積 増 減 の 内 訳
	新	旧	
市 街 化 区 域	832ha	832ha	
市街化調整区域	896ha	896ha	
都市計画区域	1,728ha	1,728ha	